

平成 29 年度 3 月第 12 回美浦村定例教育委員会議事録

○開会日時 平成 30 年 3 月 27 日(火)午前 09 時 32 分

○閉会日時 平成 30 年 3 月 27 日(火)午前 11 時 12 分

○開会場所 美浦村役場 3 階大会議室

○出席委員

教育長 糸賀 正美

教育長職務代理者 山崎 満男

委員 小峯 健治

委員 浅野 千晶

委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長 中澤 眞一

学校教育課長 菅野 眞照

指導室長 田組 順和

子育て支援課長 藤田 良枝

生涯学習課長 木村 光之

美浦幼稚園長 鈴木 美智子

大谷保育所長 小崎 佐智子

木原保育所長 沼崎 公江

生涯学習課長補佐 中村 哲也

生涯学習課係長 正慶 將暢

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第1号	平成30年度美浦村学校評議員の委嘱について	可決
議案第2号	平成30年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師の委嘱について	可決
議案第3号	平成30年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について	可決
議案第4号	平成30年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について	可決
議案第5号	美浦村社会教育指導員の委嘱について	可決
議案第6号	美浦村社会教育委員の委嘱について	可決
議案第7号	美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
議案第8号	美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について	可決
議案第9号	美浦村スポーツ推進委員の委嘱について	可決
議案第10号	美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令	可決
報告第1号	美浦村適応指導教室指導員の任命について	—
報告第2号	平成28年度点検・評価報告書について	—
報告第3号	美浦村立小中学校時差出勤実施要領（案）について	—
報告第4号	美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱（案）について	—
報告第5号	「美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令」の改正報告について	—

【会議の公開について】

教育次長 会議は公開としておりますが、教育委員会会議規則第 15 条の規定により、人事に関する案件その他の案件については、教育長または委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。同条 2 項において討論は行わず可否を決することとなっておりますので、ここでお諮りします。議案第 1 号から議案第 9 号及び報告第 1 号につきましては、人事に関する案件でございますので、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

教育次長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号平成 30 年度美浦村学校評議員の委嘱についてから議案第 9 号美浦村スポーツ推進委員の委嘱について、報告第 1 号美浦村適応指導教室指導員の任命については公開しないことといたします。

【開 会】

教育長 ただいまより、平成 29 年度第 12 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の皆様全員に出席いただいております。教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名人を指名いたします。小峯委員をお願いいたします。また会議規則第 16 条の規定によりまして、提出事案に関する担当職員としまして、生涯学習課の中村課長補佐及び正慶係長が出席しております。

【議案第 1 号から議案第 9 号は人事に関する案件のため非公開】

【議案第 10 号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令】

生涯学習課長より説明

【質 疑】

小峯委員 削除することでかえって意味がわからなくなってしまったのですが、3 番では当日の受付を認めるとあって、4 番では申請の受付時間は 8 時 30 分から 21 時、夜 9 時までとなっているわけですね。休園日の場合は 17 時までだと制限があるのだなと思っていたのですが、それを削除してしまうということは、今の説明だと誰もいないのに休園日は 21 時まで受けるということになるのですか。私の読み方が間違っているのかな。何度か読み返したのですが、よくわからなかったので教えてください。

- 生涯学習課長 ただし書きを削除するものですので、通常の受付時間は8時30分から21時までで、休園日の受付はできない、ということになります。
- 山崎教育長職務
代理者 要するにこの前に1条から3条があつて、関連する事項が載っているということですよ。
- 学校教育課長 そのとおりです。この条文の前に3条ありまして、それをふまえての4条の第4項で申請の時間だけを規程しております。開園日の申請時間は8時30分から21時まで、今までは休園日も受付していますよというただし書きがあつたのですが、改正にともない休園日が無人となる関係で、受付を行わないのでただし書き以降を削除させていただきます、というのが今回の議案になっております。
- 小峯委員 全体を見ないとわからないのですね。なるほど。1条から3条をふまえて4条のこの部分を削除するよと提案していただければわかりますが、われわれのところにはこういった資料がほとんどないので、これだけでは意味が分かりませんでした。
- 生涯学習課長 こちらの書類の不備不足でした。申し訳ございませんでした。

【議案第10号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令 原案通り可決】

【報告第1号は人事に関する案件のため非公開】

【報告第2号 平成28年度点検・評価報告書について】

学校教育課長説明

【質 疑】

- 小峯委員 保育所が入ったのは27年のころからですか。
- 学校教育課長 教育行政の中に子育て行政を位置づける市町村が多々出てきておりまして、美浦村も27年から子ども育成室をつくって室長を配置し、そこにあわせて保育所も私ども教育委員会に位置づけをされました。29年度からは子育て支援課に昇格をさせまして課長を配置しております。ただ保育所はもともと子ども育成室が来たときに移管をされておりますので、27年度にはすでに移管されておりました。28年度は2年目ですが、名称がここは室となっております。29年度を報告するときには、課という名称に変わっていることとなります。行政に関しましては執行予算に関しましての事業報告というものをお諮りしているところでございますが、この点検評価とはその教育委員会版でございまして、法の改正に伴って教育委員会が何をやっているのかをきちんと公表しなさいという趣旨のもとに導入されたものでございます。美

浦村といたしましても、教育委員の皆さん及び議会に諮った後、ホームページに公開することで全国に対して公表するという仕組みになっています。

【報告第2号 平成28年度点検・評価報告書について】
報告終了

【報告第3号 美浦村立小中学校時差出勤実施要領（案）について】
教育長説明

【質 疑】

小峯委員 27ページの4番の勤務時間の見える化の取り組み。まさにこの部分は、誰もがこの教員は何時から何時の勤務だとわかるような形をとることが望ましいと思っているので、この申請部分だけではなく、職員室なり事務室なり多くの人の目がつくところ、職員の目につくという意味ですね。外ではなくてもいいと思うんですが、職員の中でわかるような形をとれるともっといいのかなと思いましたので、その点についてご検討いただければと思います。

教育長 そちらについては、校長会とも話をしたいと思います。

【報告第3号 美浦村立小中学校時差出勤実施要領（案）について】
報告終了

【報告第4号 美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱（案）について】
教育長説明

【質 疑】

山崎教育長職務代理者 27ページの2番ですが、なぜ早期退庁としているのですか。定時に帰ることを早期退庁としているのですか。定時以降でも早めに帰りましょうと言うことで早期退庁ということですか。

教育長 これは定時ではなく早期です。例えば4時半が定時であれば、5時には帰りましょうということ。ある程度学校の実情に合わせた内容というか、余裕幅をもたせる意味でこうしております。

山崎教育長職務代理者 なんだか、遅くまで学校で先生は仕事をしていなければならないという前提になっているようにも取れるのですが。

教育長 そういう意図ではありません。学校も年度が変わってまた新しい体制になりますが、校長会にこの趣旨を取り間違えないように徹底します。

山崎教育長職務
代理者 定時で帰るのが当たり前なのだから、それを意識させないといけない。遅くまでやるのが当たり前という意識をみんなが持っているのは困りますよ。それは先生自身もまた住民も。そのあたりをきちんと頭におかないと。先生がいつ連絡しても学校にいるということでは。またこういう体制自体もおかしいよ、ということ意識しないと。少なくともこの中では。

教育長 そういった趣旨で私も考えております。

山崎教育長職務
代理者 そういうことを、きちんと教え込まないと。

教育長 その点を取り違えないように考えていきます。また、対応として留守番電話も導入しようと考えています。

山崎教育長職務
代理者 1番の学校閉庁日についての件ですが、勤務対応についてどうするか。特別休暇とか年休になるのか。

教育長 運用に当たっては、各学校でやり方が違うとは思いますが、きちんと行っていきたくて考えています。

山崎教育長職務
代理者 これから全体の流れはこのようになっていくと思うんだよね。だからこそ、しっかりとした内容にしていかないと。

教育長 わかりました。ありがとうございました。

小峯委員 自分の教員時代を振り返ってみても、結局仕事を持ち帰って家でやるんです。業務量を減らさない限り無理なんです。前回も報告をしましたが、教員の定数をふやせば問題ないよという話をした時に、文科省はできることからやりますからという形で逃げただけけれど、結局そこに行っちゃうんですよね。だから基本的な業務を減らしていかない限り、業務を家に持ち帰ってやらなくてはいけなくなるので、ぜひその辺もあわせてお願いしたいと思います。

教育長 まさに今のお話は、私も同感でありまして、年度が変わって新しい体制の校長会になりますが、例えば各学校でこういった事務というようなものを削減するなり、廃止したいと。行政だと3つくらいですね、目標として掲げて削減、あるいはやり方を見直して省力化する、そういった取り組みをやっていますので、できれば来年度は各学校で3つなり5つなりですね、年度当初に上げていただいて、子どもたちに手をかけるというのは、先生のDNAといいますか、一所懸命な先生ほどそういったところがあるんですが、業務は本当に変えていかないと。やめるものはやめていかないといけないと思いますので、そういった視点を私ももって話をしていきたいと思っています。

【報告第4号 美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱（案）について】

報告終了

【報告第5号 「美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令」の改正報告について】

生涯学習課長説明

【 質 疑 な し 】

【報告第5号 「美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令」の改正報告について】

報告終了

【その他 幼稚園・保育所における男性への配慮について】

山崎教育長職務代理者 男女共同参画関連の会議に教育委員代表ででていられるわけなんですけども、その中でた内容について確認したいのですが、大谷保育所に男子職員がいますよね。その方のトイレ等の問題はどうなりましたか。もうできたのですか。

大谷保育所長 平成30年度予算に組み込まれています。

山崎教育長職務代理者 もう1つ幼稚園と保育園に聞ききたいんですが、今、私たちが訪問に行くようになって3年たちましたが、卒園式、修了式、運動会等以外にも発表会等の行事がありますよね。その行事へのお父さん方の参加が多くなってきていると思うんですが、幼稚園は男子トイレが男女共同で一緒になっていると聞きました。男女共同参画の会議の中でお父さん方の参加を促しているのに、それなりの施設がないのはどうなのかというようなことが話題になりましたので、実情をお聞きして対策が必要ならば、位置的なものや場所的のものもあると思うんですが、お父さん方の参加も普通になってきていると思うんですね。昔はあんまりでしたが、今行きますと、必ずお父さんお母さんと夫婦で来ています。いい傾向ですよ。教育委員会としてはそれをより促進するために、どうしたらいいかと。特にトイレ問題がどうかと思って考えたんですが、実情を教えてくださいと思います

幼稚園長 確かにお父さん方の参加が多くなってきています。トイレは確かに男女一緒なので、お互いに譲りあって使っているような状況です。大人の場合は譲りあって使うということが可能なんですけど、年に一度美浦中学校の3年生の体験学習時は、中学生は恥ずかしいだろうなということで、その際は職員トイレを男子専用トイレにしまして、園児用の大人のトイレを女子というような具合に使い分けています。

大谷保育所長 今のところ大人の男子用というのは一か所しかないんですね。運動会等の時などは一緒に使っているんですけど、30年度には個別に男子用ができますの

で、問題はなくなると思っております。今は特に苦情はないのですが、譲りあって、使っていただいているようなところです。

木原保育所長 男女兼用になっています。譲りあって運動会等は使っていただくような状況ですので、今後検討してみたいと思います。

山崎教育長職務
代理者 親御さんに夫婦両方そろって来てもらえるためには、施設面では必要だと思うので、要望的なものを出してもらって早急に検討してもらえればと思います。どうですか、これからの時代をやっていくためには、場所的な検討もあると思いますけども早急に解決しなければならない問題だと思うので、考えてほしいと思います。

小峯委員 予算がついている大谷保育所では、乳幼児トイレ、職員男子トイレ、給食室トイレの改修工事を早い段階で執行してもらえるかどうかということになるのかなと思います。あと、木原保育所のプール取り替え工事なども含めて1,000万ちょっとなので、これは大谷保育所にあるような、男子専用のトイレまでは工事としてはいかないわけでしょうね。だからこの辺は来年度31年度予算か補正かその辺でしか組めないと思うので、今後の課題として認識してもらえればいいのかと聞いていて思いました。大谷保育所については、我々が行った時から、これはまずいから何とかしてくださいよという話で予算化されたので、ぜひ今指摘があったように、やはり男女共同参画を含めて、父親が参観しやすい環境整備というのは非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校教育課長 山崎委員、小峯委員からのご指摘の部分に関しましては保育所からもトイレを改修してほしいという要望がずっと上がっていきまして、やっと予算化されて30年度で施行されることになりました。木原保育所に関しては、残念ながら男子トイレの整備は入っていないという現状でございます。それを30年度の補正予算あるいは31年度の新年度予算で男子トイレをとれるかということ、私の感覚といたしましては、かなり難しいだろうと思います。スペースの問題もあります。それから日常的に対応する部分で言えば、優先順位は子どもでございますので、子どもたちが使うにあたって、子どもたちのプライバシーとか、環境とか改善するための部分をずっと今まで財政に訴え続けて、30年度で対応させていただくということでございますので、例えば、運動会とか参観というのは日々の行事ではございません。男性対応としては、例えばですけれども、リースで臨時のトイレを外に設置するとかで対応できますので、今の建屋の中で新たに恒常的な男子トイレを構築するというのは、私が見てきた中ではかなり難しいと感じております。いずれにしましても今ご意見をいただきましたので、現地等もよく精査した上で、村としての財政的に許せる部分というか、保育所は村内に2つございますので、その中でのバランスを考えながら、来てくださるお父さん方に耐えうるものと予算のバランスを考えながら検討していくというのが今のお答えになると思います。いずれにしましても、ご意見いただいておりますので、30年度の中で、保育所、それから教育委員会とで検討して、財政に

要求していくと。その要求の中で、当然建屋の部分、それから費用的な部分と、いろいろバランスがございますので、そこは検討していければとは思っております。

山崎教育長職務
代理者

まずは必要かどうかがあると思うんで、実態はどうなっているのかというのを、幼稚園と保育所で調べてもらってください。私は、昨日の話の聞いたり、今話を聞いていると必要だなと思います。年1回とか月1回とかの行事かもしれませんが、やはりみんなが来やすいような施設をつくっていく必要があると思いますので、必要だという下地をきっちり押し出して、そして次の段階に進めるようにしてもらえればなど。浄化槽の枠の関係とかいろいろあると思うので、調べてもらってほしいと思います。

【その他 教育委員会の土日夜間開催について】

浅野委員

教育委員会の土日夜間開催の見直しについては、近隣の市町村でやっていないとかそういうような理由だったと思ったんですけども、教育委員会月報でもそういった調査がありまして、13ページにあります運営上の工夫というところに、教育委員会の土日開催の件があり、市町村でといたしますと4%で、夕方以降の時間5時以降の開催は14%とありまして、そんなに多くない数字であることはわかりました。また、同じ調査に移動教育委員会の開催というのがあるんですけども、これが19%ということで、前回栗山委員がおっしゃったように、場所を変えてより傍聴したい方が来やすいような環境づくりというのを進めていくことがいいんじゃないかなと思いました。その中に記載として、運営上の工夫が行われることが望ましいとも書いてあるので、せっかくな、やってたことをやめるということで逆行しているような印象にならないような別な工夫をさらに考えていただけたらなと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

教育長

来年度の教育委員会の日程についてはこの後、提出させていただくことになっておりますので、今の話は、教育委員会終了後の報告案件時に示させていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【その他 小学校4年生問題について】

小峯委員

前に私から皆さんに情報提供した部分で、来年度に向けて検討して欲しいというのが日本財団が調査した結果としての4年生問題。つまり4年生の段階で経済的な格差が学力格差に決定的な時期だというのがこの4年生問題ですね。ですから高学年を対象にするというよりは、小学校の段階でいえば4年生を対象にしてさまざまな支援を行わないと、それ以降の学力格差がうまらないということがはっきりしてきたんですね。この点について来年度はぜひ検討して、美浦村としてそうした

学力格差をできるだけ生まないような支援体制を検討していく必要があるのかな、というふうに思っていますので、今後提供した資料等をごらんになった上で、次回以降検討させてもらえればと思っています。

教育長

今お話いただいた点は、私も課題として考えております。今、訪問型家庭教育ということで、各家庭に出向いての支援を行っておりますが、私が思うには4年生も非常に大事ではありますが、その4年生なる以前の小学校に入るまでですかね、0歳から幼稚園、保育所の年長になる前にこちらから出向いていく支援というのをできればと思っています。小学校は適応指導教室の先生方が訪問型家庭教育のチーム員ということで訪問してもらっているんですけども、できれば小学校に入る以前の家庭にも出向いて、いわゆる普通の生活というんですかね、朝起きて、朝ご飯を食べ、お風呂に入ること、それができることがきっと基本だと思うんですね。それがままならない家庭で成長して、いざ4年生なるとかなり学力の差がでてしまうのではないかとと思っています。小学校の低学年の家庭については、今委員からも意見がありましたので、できるだけこちらから出向き、学校ともフォローした方がいい家庭の中でも特に低学年については目を光らせてもうらうと。あとは、小学校に入る以前の家庭についてのチームの編成というのをこの前の訪問型家庭教育の会議のときにも、私の問題意識として話はさせていただいたんですが、そういった協力していくチーム員というのを編成していけたらなと考えています。民生委員の方は各地区にいるんですけども、大変な家庭の状況というのは近くの人だからこそあまり見られたくないというところも、私はあると思うんですよね。ですからできれば近くじゃなくて学区が違う方にチーム員になってもらえればと思っています。どういった方をお願いするかが非常に難しいところだとは思っているんですが、それをどうにか来年度は形にしていけるように、その意識を持って対応できるようにしていきたいと考えています。

【その他 地域交流館開館延長について】

子育て支援課長 平成30年度2月に開催されました美浦村地域活性化対策検討委員会及び地域交流館運営委員会で、地域交流館の利用時間の延長について意見が出されました。内容は研修室利用時間の延長、もう一つがファミリーサポート事業における預かり場所としての時間延長ということでした。この2点についての対応をまとめましたのでご報告させていただきます。まず、現行の利用時間は研修室が午前9時から午後6時、ファミリーサポートは午前9時半から午後6時の利用となっております。これを研修室は午前9時から午後9時、ファミリーサポート事業は個別によって違いますので、個々に協議をしていくというような形で対応したいと思っています。また利用時間については美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例第6条(3)の部分を用いたしまして、臨時的に開館を変更することができるというところで

利用時間の延長を臨時的に認めていきたいと考えております。ただし、今回はあくまでも臨時的利用ということで、継続的利用を除くということで行います。周知方法は、ホームページ、広報みほ、交流館の窓口等で周知していきたいと考えております。今年度は利用の状況を見て、必要に応じて次年度は人員の配置及び条例の改正等を行っていききたいというふうに考えております。

小峯委員 この変更の方向性は非常に良いと思うんですが、継続的利用を除くと、1年間の試行というところを、どういう形で広報していくか。開館としては半年で成果が上がったわけだけども、特にファミリーサポート事業等の活用については、特定の村民だと思えるんですね。ですからその辺をどう広報していくかということにもかかわってくると思うので、1年の試行というのは短いような気がします。1年間そんなに利用がなかったから、31年からは閉じるよというのは、委員の指摘から外れてしまうと思うので、ぜひその辺はもう少しゆとりを持った形で試行期間を考えていただければと思います。

子育て支援課長 試行の期間は今年度運用しながら定めていきたいと思っております。継続の利用を除くというのは利用時間を9時まで使いたいという申請を受け取った段階で検討して、協議し決定をしていきたいと考えております。人員の確保もありますので、そのあたりも今年度進めていく中で課題として見ていきたいと考えております。

浅野委員 午後9時までというのは、こういった利用で午後9時までの延長になっているのでしょうか。

子育て支援課長 この時間は、地域活性化対策検討委員会及び運営委員会で午後7時まで、午後9時までという意見がありましたので、今回は午後9時と設定させていただきました。

教育長 この話が出ましたのは、PTAの方からですかね。PTAで集まった後に、みんなで打ち合わせというか、何か会議をしたい。でも公民館に来てまでというわけではなくて、交流館ならばカスミもありますから、集まりやすいかなということで交流館の会議室を使いたいと。交流館の現状開館時間は6時まででありますけども、希望は7時から7時30分ごろまでの延長というお話でしたかね。また9時というのは、運営協議会でしたか、会議室を利用する事も想定しているのかもしれませんが、どちらかというとならファミリーサポート事業での預かりでの利用ですかね。遅くなった際は交流館を9時まで使えればという意図かなと思います。

浅野委員 お子さんをお預かるということも含めて、9時までという時間なんですか。

教育長 ファミリーサポートとしての施設としてお子さんを預かるために使うことも想定しているということでもあります。

浅野委員 お子さんを預かる時間帯としては、ずいぶん遅いかなという印象があるのですが。

小峯委員 ふれあいプラザができた時、午後6時以降はファミリーサポート事業では農トレに行くんだという話を聞きました。そのことについて、とんでもないじゃないかと私は意見を言いました。そのまま継続して、ふれあいプラザでファミリーサポート事業が実施できることが望ましいわけで、そういう方向に動いてほしいなと思っていたらこういう形が出てきたので、交流館の活用につながっていくんじゃないかなと思いますので1年というスパンじゃなくてももう少し長い目で見てほしいという要望を出したわけです。ぜひこの方向で進んでほしいと思います。

教育長 お子さんの預かりの時間というのは、それぞれの家庭の事情によってさまざまなんです。過去にはかなり早い時間のオーダーもありましたね。早朝の預かりというのを希望される方もいらっしゃいますし、事情によっては遅くなる方もいるので、メニューとして9時までとしております。ただ9時まで必ずやるよということではなくて、必要があれば9時まででは対応しましょうということであります。まず1つのやり方として、これがいいかなと。また、以前に農トレで預からせていただいた際はお母さんがバレーボールを農トレで行っている方で、お子さんを連れていく場所ということで、農トレで預かるのが1番理にかなっているというところもあって、農トレを使わせていただいていたという経緯があります。

浅野委員 時間外保育のような受けとめ方で考えればよろしいんですか。

子育て支援課長 いろいろな預かり時間を希望する方がいらっしゃいます。お母さんの仕事が夜遅くなったり、先ほどお話があったようなサークルなどでの預かりなどさまざまです。最近では両親の仕事の関係での延長が多くなってきております。時間の延長が必要な方については、交流館で相談の上、わんぱくルームを1室あけて使っていただく形を考えております。また、ファミリーサポート事業は1対1の預かりになりますので、その際に預かる場所の提供という形になります。

教育長 この事業は、サポーターの方の自宅で預かるというのが基本的な制度なんです。ただ、なかなか自宅でというのも難しい場合がありまして、できれば公共施設を預かりの場として提供してもらえば非常に良いという声も一方でありました。当然ながら公共施設となりますと管理ですね、鍵の話とか、その方だけお1人でああいった大きい施設の中に入れてもらうわけにはいかないでしょうから、そういったところをクリアする必要があり実施できなかったんですけども、来年度からは事前にわかるのであれば職員を配置するなどしてどうにかやってみようという趣旨であります。